池田駅南広場周辺地区　都市利便増進協定書

池田市（以下「甲」という。）及びサンシティ池田管理組合法人（以下「乙」という。）並びに阪急電鉄株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号。以下「法」という。）第７４条第１項の都市利便増進協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、池田駅南広場周辺地区において、都市利便増進施設の一体的な整備及び管理を行うことで、多様な人々が集い、憩い、及び交流する滞在空間並びに居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出し、もって阪急池田駅周辺におけるにぎわいの創出とエリア価値向上を目的とする。

（協定区域）

第２条　本協定の対象となる協定区域は、別図１に示すとおりとする。

（財産区分）

第３条　協定区域の財産区分は、別表１に示すとおりとする。

（都市利便増進施設の種類及び位置）

第４条　本協定の対象とする都市利便増進施設の種類は別表１に、位置は別図２に示すとおりとする。

（都市利便増進施設の一体的な整備の方法及び整備に要する費用の負担の方法）

第５条　前条で規定した都市利便増進施設の整備は、別表１に定める者が実施することとし、整備に要する費用は、同表に定めるとおり協定締結者間で分担して負担するものとする。

（都市利便増進施設の一体的な管理の方法及び管理に要する費用の負担の方法）

第６条　第４条で規定した都市利便増進施設の日常管理（清掃、警備、修繕等）は、別表１に定める者が実施することとし、管理に要する費用は、同表に定めるとおり協定締結者間で分担して負担するものとする。

２　別図３に示す区域においては自転車の走行することを禁止するものとし、来訪者へのマナーの周知、意識啓発活動等を協定締結者間で連携して行うものとする。

３　甲は池田駅南広場整備に伴い、別表１に示す「広場③、広場④、通路⑤、通路⑥」について、池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和 61 年池田市条例第 11 号）に基づく放置自転車禁止区域に指定するものとし、協定区域内における放置自転車対策について協定締結者間で連携して行うものとする。

４　協定締結者は、それぞれが管理する都市利便増進施設及びそれに付帯して設置される広告物等の意匠、並びに街灯の光色については、周囲と調和のとれたものとし、良好な景観の保全に努めるものとする。

５　協定締結者は、第４条で規定した都市利便増進施設の改修や施設内に工作物等を新設又は工作物等の撤去を行う際は、予め、他の協定締結者に周知するとともに、必要に応じて別途協議のうえ、実施するものとする。

（都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関するその他の事項）

第７条　協定締結者は、第４条で規定した都市利便増進施設を活用し、協定区域及びその周辺のにぎわい創出に資するイベント等の活動を相互に協力して推進するものとする。

２　甲は、乙が所有する別表１に示す「広場③」について、乙との協議に基づき、池田駅南広場の一部として使用することができるものとする。

３　乙が所有する建物の維持管理及び運営等のため、池田駅南広場（前項の規定により乙の所有地に設置する部分に限る。）を使用する場合、甲は広場に係る使用料を免除する。

４　甲は、丙が所有する別表１に示す「広場②」について、丙との協議に基づき、池田駅南広場の一部として使用することができるものとする。また甲は、丙が所有する別表１に示す「広場⑤」を池田駅南広場と一体的に使用する必要が生じた場合、丙と使用方法について協議したうえ、無償で使用することができるものとする。

５　池田駅南広場（前項の規定により丙の所有地に設置する部分に限る。）内に存する丙の鉄道施設については、施設存続中、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定に基づく許可を得たものとみなし、甲は広場に係る使用料を免除する。

６　甲は、乙又は丙が独自に池田駅南広場において催し、販売等の事業を実施する場合、広場に係る使用料を９割減免するものとする。

７　甲は、池田駅南広場の適切な管理運営を確保するため、将来的に当該広場に指定管理者を指定するものとする。指定管理者の指定がなされるまでの暫定期間においては、甲は、当該広場に隣接する乙の区分所有建物共用部の維持管理を一括して受託している者を通じて当該広場の維持管理業務を実施するとともに、指定管理者に求められる管理水準の検討を進めるものとする。あわせて、甲は、広場の利活用が適切に行われるよう、使用許可に関する基準の整理を含め、乙及び丙と協議・調整を図りつつ、必要な措置を講じるものとする。

（協議会の設置等）

第８条　甲は、第４条で規定した都市利便増進施設の一体的な整備及び管理運営に係る事項について円滑な協議及び調整を行うため、甲、乙及び丙により構成される協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

２　協議会の構成員は、都市利便増進施設の管理運営を第三者に委託している場合において、当該委託を行っている構成員は、当該受託者を協議会に出席させることができる。この場合において、当該受託者は、当該構成員を補佐する立場として、協議会における実務対応を担うことができるものとする。

３　協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

(1) 都市利便増進施設の管理業務に係る仕様等についての協議及び調整

(2) 都市利便増進施設の使用に関するルール等についての協議及び調整

(3) 都市利便増進施設の利活用促進についての協議及び調整

(4) その他、協定の目的を達成するために必要な事項

４　協議会は、その所掌事項を円滑かつ効果的に遂行するため、必要に応じて、個別のテーマごとに部会を設置することができるものとし、第２項に規定する受託者を、部会の構成員又は事務局として位置づけ、当該部会の実務を担わせることができる。その他、部会の構成や運営方法等の詳細については、協議会において別に定める。

５　協議会には、必要に応じて、有識者その他専門的知見を有する者をアドバイザーとして加えることができる。

（都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続き）

第９条　本協定を変更又は廃止する場合には、協定締結者全員の協議により合意を得た上で、法第７６条の規定に基づく手続きを行うものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は、協定区域において都市利便増進施設が設置・供用される期間とする。

（協定に違反した場合の措置）

第１１条　本協定に定める事項に違反した者（以下「違反者」という。）があった場合、違反者に対し、相当の猶予期間を付して、当該違反行為を是正するために必要な措置をとることを文書で請求するものとする。

２　前項の請求があった場合には、違反者は、これに従わなければならない。

（その他）

第１２条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合には、協定締結者間で別途協議のうえ、処理するものとする。

以上の協定成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　７年　７月３０日

甲　　大阪府池田市城南一丁目１番１号

池田市長　　瀧　澤　　智　子

乙　　大阪府池田市呉服町１番１号
サンシティ池田管理組合法人
代表理事　　深　井　　学

丙　　大阪府大阪市北区芝田一丁目１６番１号
阪急電鉄株式会社
代表取締役　嶋　田　　泰　夫

【協定区域図】

別図１

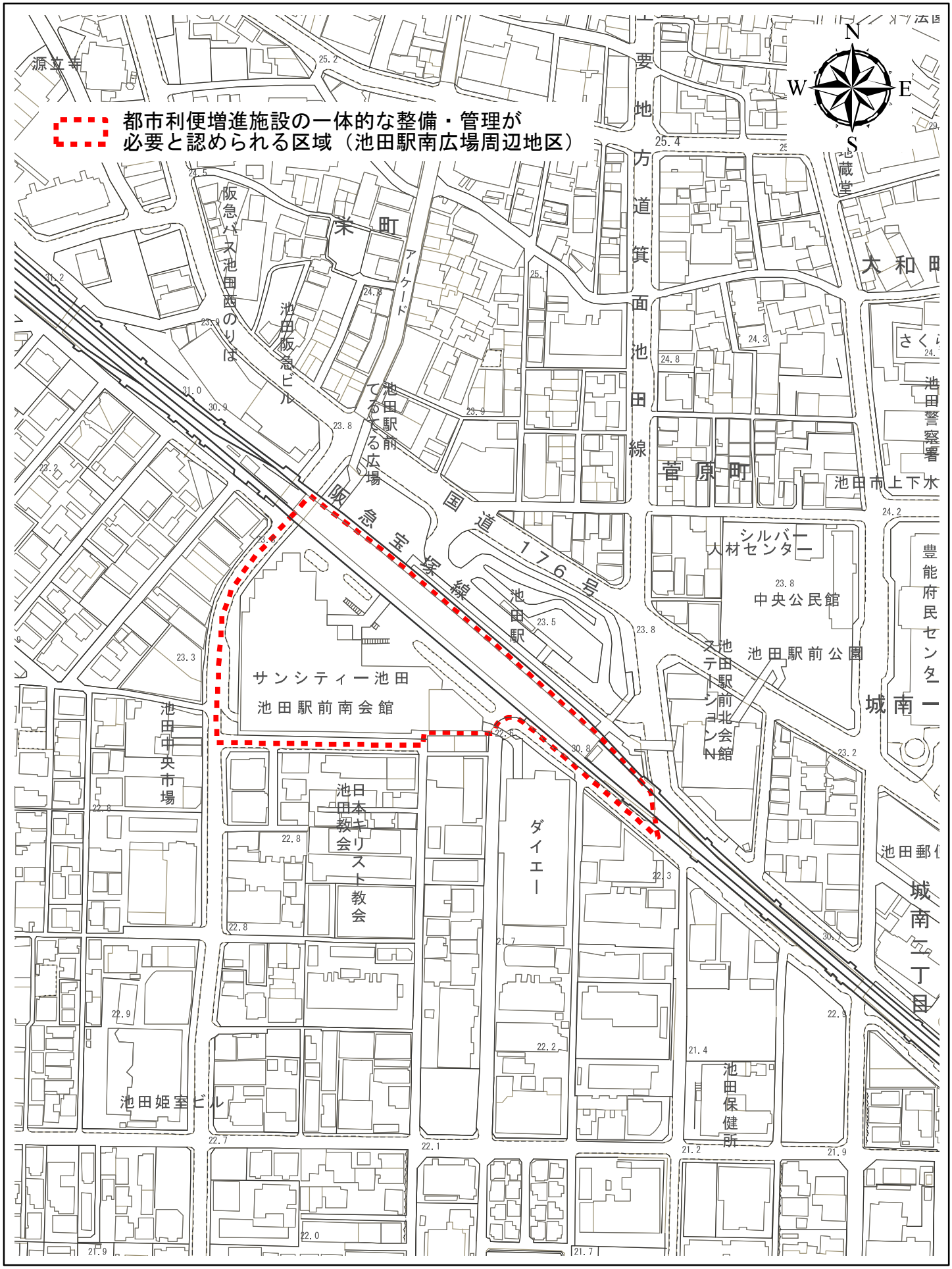

都市利便増進施設の一体的な整備・管理が
必要と認められる区域（池田駅南広場周辺地区）
N
S
W
E
源立寺
栄町
アーケード
阪急バス池田西のりば
池田阪急ビル
池田駅前てるてる広場
阪急宝塚線
国道176号
池田駅
菅原町
大和町
池田市上下水
シルバー人材センター
中央公民館
池田駅前公園
池田駅前北会館ステーションN
豊能府民センター
城南一
サンシティー池田
池田駅前南会館
池田中央市場
日本キリスト教会池田教会
ダイエー
池田郵便
城南二丁目
池田姫室ビル
池田保健所
0
50
100
200 m

別表１

都市利便増進施設の種類	施設名称等	財産区分		整備の方法及び整備に要する費用の負担の方法	管理の方法及び管理に要する費用の負担の方法
		土地	工作物		
広場①	池田駅南広場（防犯カメラの設置を含む。）	池田市	池田市	国の補助等を活用し、池田市が整備。	池田市が費用負担し管理。
広場②	池田駅南広場	阪急電鉄㈱	池田市	国の補助等を活用し、池田市が整備。	池田市が費用負担し管理。
広場③	池田駅南広場	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人	池田市	国の補助等を活用し、池田市が整備。	池田市が費用負担し管理。
広場④	・広場（ステージ、デジタルサイネージの設置を含む。）	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人	国の補助等を活用し、ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人が整備。	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人が費用負担し、管理。
広場⑤	・広場（視覚障害者誘導用ブロックの設置を含む。）	阪急電鉄㈱	池田市	国の補助等を活用し、池田市が整備。	阪急電鉄㈱が費用負担し、管理。
通路①	・自由通路	阪急電鉄㈱	阪急電鉄㈱	国の補助等を活用し、阪急電鉄㈱が整備。	阪急電鉄㈱が費用負担し、管理。
通路②	・自由通路（休憩施設の設置を含む。）	阪急電鉄㈱	阪急電鉄㈱	国の補助等を活用し、阪急電鉄㈱が整備。	阪急電鉄㈱が費用負担し、管理。
通路③	・自由通路	阪急電鉄㈱	阪急電鉄㈱	既存のものを活用するほか、阪急電鉄㈱が必要に応じて整備。	阪急電鉄㈱が費用負担し、管理。
通路④	・自由通路	阪急電鉄㈱	阪急電鉄㈱	既存のものを活用するほか、阪急電鉄㈱が必要に応じて整備。	阪急電鉄㈱が費用負担し、管理。
通路⑤	・自由通路	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人	国の補助等を活用し、ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人が整備。	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人が費用負担し、管理。
通路⑥	・自由通路	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人	既存のものを活用するほか、ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人が必要に応じて整備。	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人が費用負担し、管理。
駐輪場	・自転車、バイク用ラック ・プランター	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人が整備。	ｻﾝｼﾃｨ池田管理組合法人が費用負担し、管理。

別図２

【都市利便増進施設の位置図】

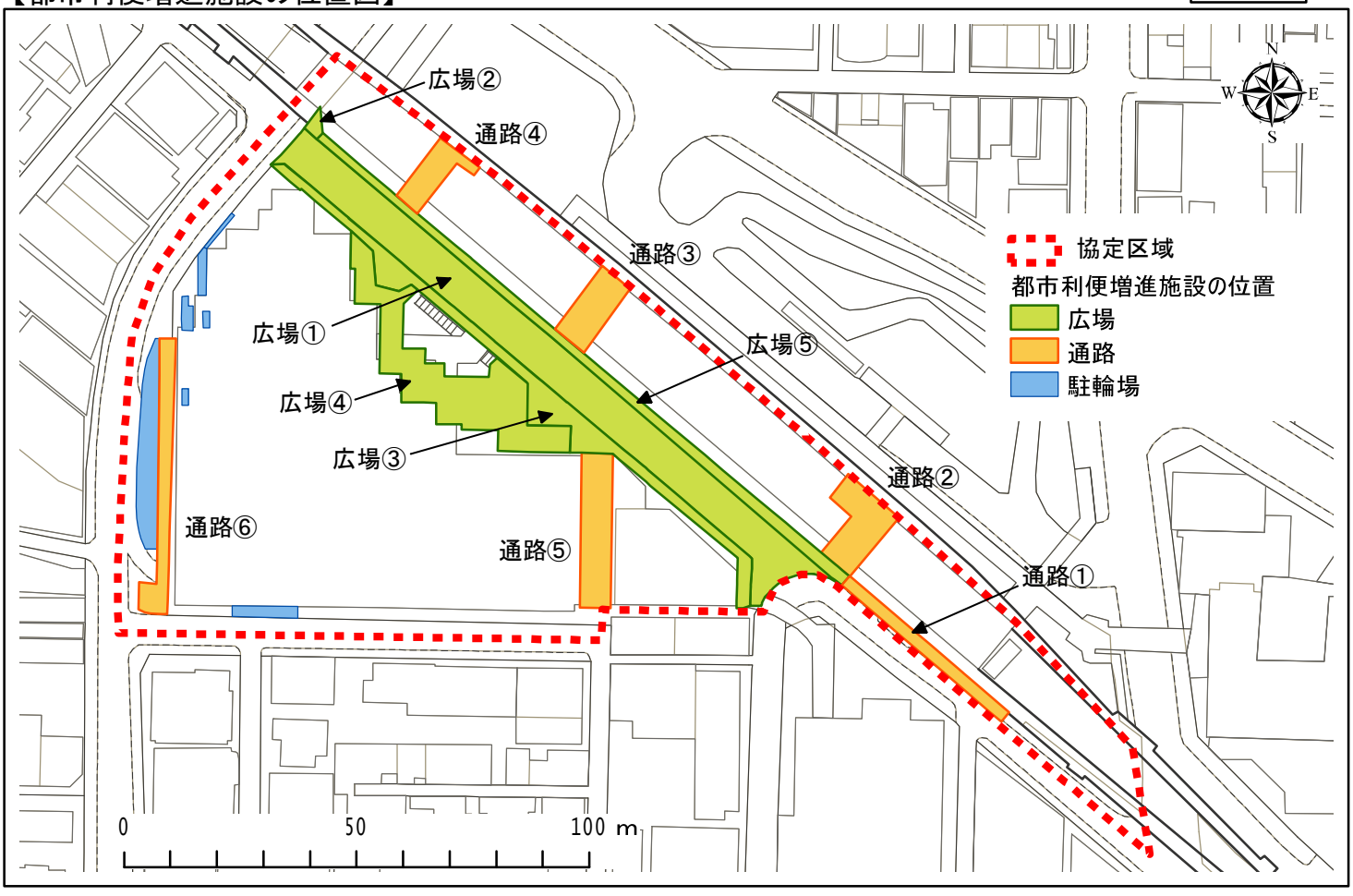

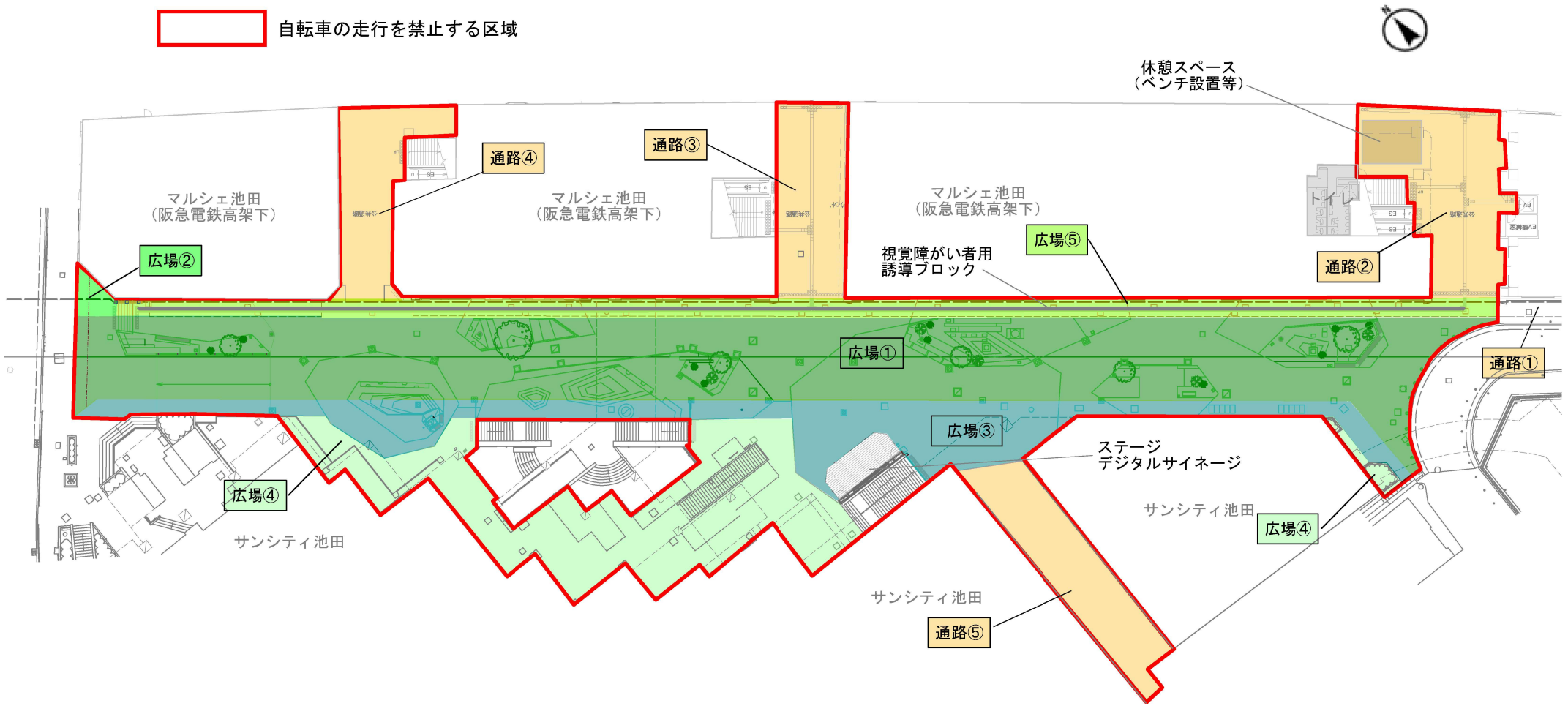
自転車の走行を禁止する区域
休憩スペース
（ベンチ設置等）
通路④
通路③
マルシェ池田
（阪急電鉄高架下）
マルシェ池田
（阪急電鉄高架下）
マルシェ池田
（阪急電鉄高架下）
トイレ
広場⑤
視覚障がい者用
誘導ブロック
通路②
広場②
広場①
通路①
広場③
ステージ
デジタルサイネージ
広場④
サンシティ池田
サンシティ池田
広場④
サンシティ池田
通路⑤